

事務連絡
令和4年2月14日

保育所等設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長
保育第2課長
運営管理課長
子育て推進部幼児教育担当課長

新型コロナウイルス陽性者の発生に伴う保育所等の臨時休園期間等の
判断に関する考え方の見直しについて

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症防止のために、児童や職員の健康管理、消毒等の感染予防対策を講じていただき、ありがとうございます。

さて、これまで、新型コロナウイルス陽性者の発生に伴う保育所等の臨時休園にあたっては、感染拡大のリスクがあると判断された場合、原則全部休園とし濃厚接触者の特定を行うとともに、再開にあたっては濃厚接触者全員のPCR検査による陰性を確認するなど、慎重に対応してきたところです。

一方、昨今の急速な感染拡大に伴い、保健所業務がひっ迫する中、保育所等の休園数も増加しており、休園の長期化等により保護者の就労等に大きな影響が生じているところです。

こうしたことから、オミクロン株の特性（※）を踏まえるとともに、保護者の就労等への影響を最小限にとどめるなど社会の要請にも応えられる合理的な考え方として、専門家の意見をいただきながら、新型コロナウイルス陽性者の発生に伴う保育所等の臨時休園にあたっての対応を、以下のように見直すことといたしましたのでお知らせいたします。

（※）オミクロン株の発症間隔が平均2.6日（国立感染症研究所調べ）であることを考慮

【保育所等の臨時休園期間等の判断に関する新たな考え方】

- 陽性者との接触があり、感染拡大のリスクがあると判断される場合、原則、陽性となった児童・職員のクラス全員等、陽性者との接触のあった可能性の高い集団を「みなし濃厚接触者」とする。
- 陽性判明日を0日とし、一定程度発症率が低減するまでの3日間は原則として全部休園し健康観察を行い、特に感染の広がりがないと判断される場合は、4日目から「みなし濃厚接触者」ではなく、かつ、体調不良が見られない児童の受け入れを再開（部分再開）する。
- 「みなし濃厚接触者」については、原則7日間登園停止とする（職員については抗原検査により陰性が確認された場合は5日間に短縮可能）。
- 「みなし濃厚接触者」の特定が困難な場合や、休園期間中に感染の広がりが見られる場合等、感染拡大のリスクが高いと判断される場合は部分再開を行わず、これまでどおりケースごとに感染状況を確認しながら再開時期を判断する。

【問合せ先】

(園児や職員が新型コロナウイルス感染症にかかった場合やその疑いがある場合について)

施設が所在する下記担当と情報共有を図り、感染拡大防止のための適切な対応をお願いいたします。

川崎区保育・子育て総合支援センター	電話	044-201-3318
幸区保育総合支援担当	電話	044-556-6672
中原区保育・子育て総合支援センター	電話	044-744-3287
高津区保育総合支援担当	電話	044-861-3340
宮前区保育総合支援担当	電話	044-856-3271
多摩区保育総合支援担当	電話	044-935-3240
麻生区保育総合支援担当	電話	044-965-5226

(認可保育所に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、その他認可外保育施設に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179